

○鹿児島市における宿泊税の制度案

項 目	制 度 案
導入目的 (使途)	都市の魅力を高め、持続可能な観光振興を図ることを目的として、鹿児島ならではの観光資源の魅力向上や国内外からの戦略的な誘客促進、旅行者の受入環境の充実等に要する費用に充てるため。 (宿泊税を活用する事業については、毎年度本市ホームページ等で公表)
課税客体 課税標準 納税義務者	課税客体：鹿児島市内に所在する旅館業法に規定するホテル・旅館、簡易宿所又は住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設(民泊)への宿泊行為 課税標準：課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊数 納税義務者：課税客体の対象となる宿泊施設への宿泊者
徴収方法 特別徴収義務者 申告納入期限	徴収方法：特別徴収 ^{※1} 特別徴収義務者：宿泊事業者等 申告納入期限：原則、毎月末日までに前月分を申告納入 (一定の要件を満たす場合は、3か月ごとに申告納入可能)
税率(税額)	1人1泊につき200円(一律定額制)
免税点 ^{※2} 課税免除 ^{※3}	免税点：なし 課税免除：修学旅行に参加する児童、生徒並びに引率者
特別徴収交付金 ^{※4}	特別徴収交付金を設ける。
課税期間 (見直し期間)	条例施行後5年ごと
減免 罰則規定	減 免：天災、その他特別な事情がある場合 罰則規定：納税管理人に係る不申告に関する過料 帳簿の記載及び書類の作成義務違反等に関する罪

※1) 納税義務者以外の者が納税義務者から税金を徴収し、納税義務者の代わりに納める方法のこと。

※2) 1人1泊あたりの宿泊料金が定められた金額未満の場合に、宿泊税が課されない基準額のこと。

※3) 特定の目的や利用者に限り、宿泊税の納税義務が免除されること。

※4) 特別徴収義務者の事務・経費負担軽減を図るため、納税額に応じて支給する交付金のこと。